

呉市立地適正化計画改定の概要

1 策定の目的

1) 立地適正化計画とは

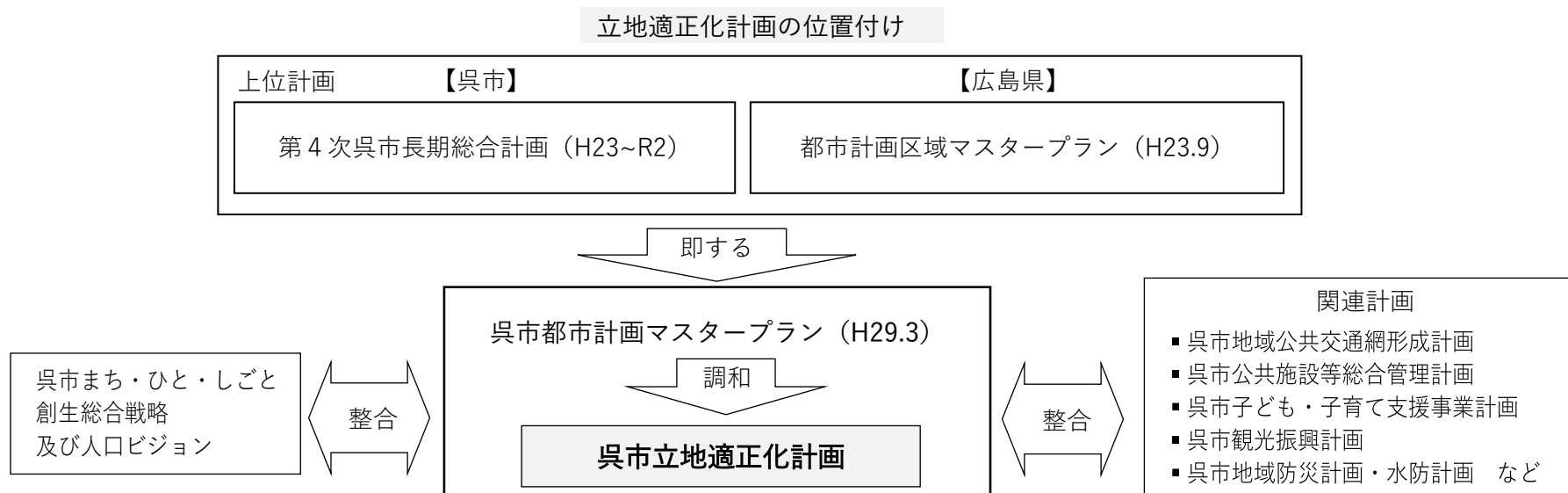
多くの地方都市において、急速に人口減少が進んでおり、拡大した市街地のまま人口減少が進めば、一定の人口集積により支えられてきた医療や商業等の生活サービスの提供や持続可能な都市経営が困難になることが想定されています。

そのため、医療・福祉・商業施設等の都市機能や住宅等がまとまって立地し、公共交通によりこれらの都市機能にアクセスできるなど、福祉や交通などを含めて都市全体の構造を見直すことが必要となります。

このような背景から、行政と市民、民間事業者が一体となってまちづくりを促進するため、平成 26 年 8 月に都市再生特別措置法の一部改正法の施行により、立地適正化計画制度が創設され、呉市においても令和 2 年 9 月に「呉市立地適正化計画」を策定しました。

2) 位置付け

現行の立地適正化計画は、第 4 次呉市長期総合計画や広島県が策定した都市計画区域マスタープランに即するとともに、市町村の都市計画に関する基本的な方針である呉市都市計画マスタープランと調和が保たれたものとし、各分野の関連計画と整合を図り、策定しています。



2 計画期間と対象区域

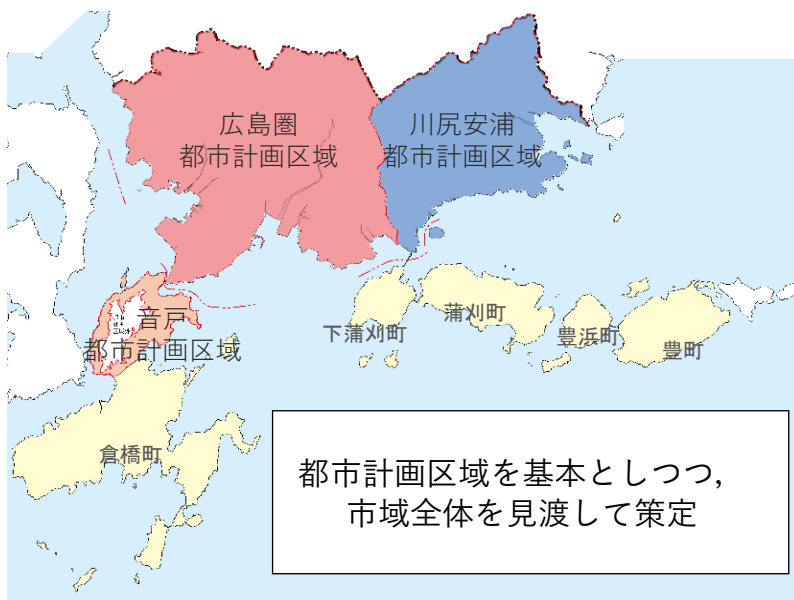
1) 計画の目標年次

従前の都市計画マスタープランと調和し、おおむね 20 年後の都市の姿を展望しながら、併せてその先の将来も考慮する必要があるため、都市計画マスタープランの目標年次に合わせて、令和 17 年としています。

2) 計画対象区域

立地適正化計画の計画対象区域は、原則として都市計画区域全域とすることとなっています。呉市においても、広島圏都市計画区域^{※1}、川尻安浦都市計画区域、音戸都市計画区域の全域を立地適正化計画の対象としています。

ただし、本計画は呉市の持続可能なまちづくりに向けた計画であることから、都市計画区域外の地域との連携を踏まえた計画として策定しています。



※1 広島圏都市計画区域：呉市を含む大竹市、廿日市市、広島市、府中町、海田町、熊野町、坂町の、4市4町で構成された都市計画区域

3 改定の内容と基本的な考え方

1) 改定の内容

令和2年9月に策定した呉市立地適正化計画について、以下の3点について追加・見直しを行います。

(1) 防災指針の追加

近年の自然災害の頻発化・激甚化に対応するため、令和2年6月に都市再生特別措置法が改正され、都市の防災に関する機能の確保に関する指針（以下「防災指針」といいます。）を計画に記載することとされたことから、防災指針を追加します。

(2) 計画の進捗状況による見直し

計画策定から5年が経過することから、この5年間の計画の進捗状況や妥当性等の分析・評価を行い、計画の一部見直しを行います。

(3) 上位計画等の改定に伴う見直し

令和3年3月に策定した「呉市長期総合計画」や、令和5年3月に改定した「呉市都市計画マスタープラン」、令和6年度に策定予定の「呉市地域公共交通計画（仮称）」等と整合を図るため、計画の一部見直しを行います。

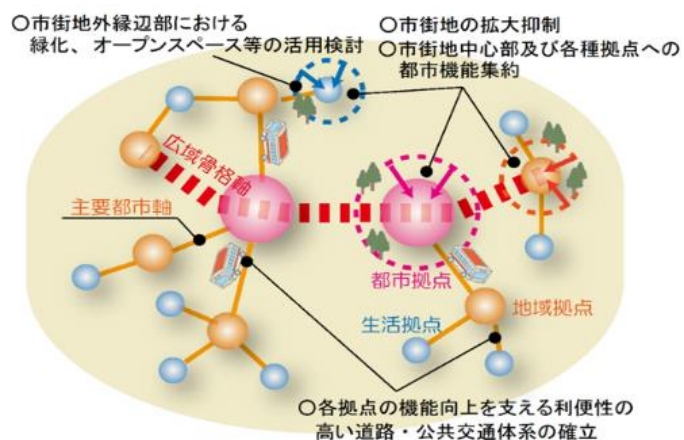
2) 基本的な考え方

防災指針の追加に当たっては、土砂災害や水害等のハザード情報を重ね合わせ、地域ごとの災害リスクを明確にし、そのリスクの回避・低減をするための取組方針やハード・ソフト対策等を位置付けることで、計画的かつ着実にコンパクトで安全なまちづくりを進める計画とします。

また、現行計画の見直しでは、計画の基本的な考え方を引き継ぎ、コンパクト+ネットワークを基本とする多極ネットワーク型の都市構造の形成を目指すこととし、取組施策の進捗状況や上位計画の改定などを踏まえて、計画の内容を一部見直します。

呉市立地適正化計画（R2年9月策定）

【コンパクト+ネットワークの都市構造の形成】



まちづくりの方針1

若者や子育て世代のニーズに応える環境整備による、若者の定住を促進するまちづくり

まちづくりの方針2

魅力ある地域資源を生かし、中心市街地や各地域の交流を導き、呉市のにぎわいを生み出すまちづくり

まちづくりの方針3

地域規模等に応じた都市機能と公共施設等の適正配置による、生活利便性の高い、歩いて暮らせるまちづくり

まちづくりの方針4

安全な市街地への居住誘導による、安心して暮らせるまちづくり

まちづくりの方針5

まちづくりと連携した公共交通ネットワークの形成による、つながりの強いまちづくり

- ・ 防災指針の追加
- ・ 計画の進捗状況による見直し
- ・ 上位計画等の改定に伴う見直し

4 防災指針の追加について

1) 防災指針の基本的な考え方

(1) 防災指針の追加について

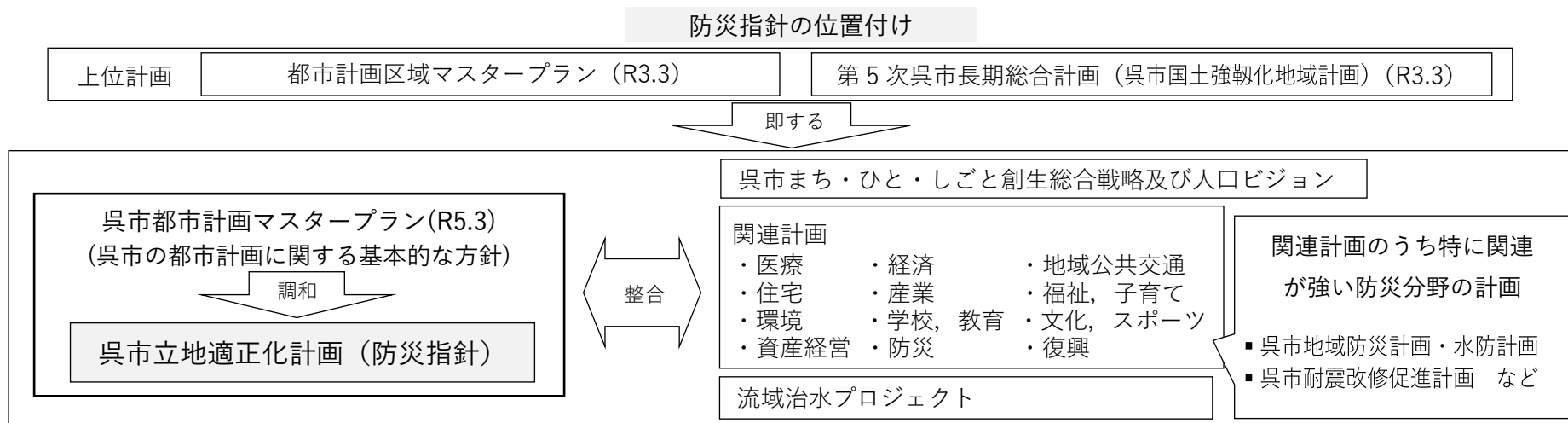
呉市では、これまでも土砂崩れや高潮による浸水などにより、市民の生命や財産などが甚大な被害を受け、その度に災害から立ち直る経験をしてきました。また、近年では気候変動の影響により自然災害が頻発化・激甚化しており、まちづくりにおいても防災・減災の観点から検討を行うことが必要となっています。

こうした中、令和2年9月に都市再生特別措置法が改正され、「居住誘導区域にあっては住宅の、都市機能誘導区域にあっては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針（防災指針）」を計画に記載することが位置づけられました。

これを受けて、呉市では、呉市立地適正化計画のまちづくり方針4「安全な市街地への居住誘導による、安心して暮らせるまちづくり」の実現に向けて、土砂災害や水害等のハザード情報を重ね合わせ、地域ごとの災害リスクを明確にし、その災害リスクの回避・低減をするための取組方針やハード・ソフト対策等を計画に位置付けます。

(2) 位置付け

防災指針は、地域が直面する大規模自然災害のリスク等を踏まえて、地域の強靱化を総合的かつ計画的に推進する「呉市国土強靱化地域計画」や、各種災害の予防、応急対策、復旧・復興までの市全域を対象とした防災関連の一連の事項を定める「呉市地域防災計画・水防計画」などの関連計画や、国・県・市が連携し、取り組んでいる「流域治水プロジェクト」などと整合・連携を図りつつ、計画的かつ着実にコンパクトで安全なまちづくりを進めるための方針として位置付けます。



(3) 防災指針検討の流れ

①災害ハザード情報等の収集・整理

②市全域を対象とした災害リスク分析と課題の抽出（マクロ分析）

①市全域で各種ハザード・地形的な状況の分析

市全域からの視点でハザードの広がり方や地形特性を定性・定量的に分析

②地域特性と災害特性の把握

マクロ分析結果から、地域特性（どのような被害が発生しやすいのか）と災害特性（どのような災害の被害が大きいのか）における課題を整理

③取組方針と具体的な取組の検討

地域特性と災害特性における課題を踏まえた取組方針と具体的な取組を検討

③地域単位での災害リスク分析と課題の抽出（マイクロ分析）

①分析エリアの細分化（地域レベル）

まちの成り立ちや地域コミュニティ、生活圏、河川の流域等を考慮し、市全域を地域ごとに分割

②重ねる情報の抽出と地域レベルの分析

建物状況、避難所、医療施設や福祉施設などの都市情報と浸水深などのハザード情報の関係など、地域レベルで分析

③課題の整理・災害リスクの見える化（地図上に記載）

各地域で、どこにどのような課題が存在するかを整理し、災害リスクを見える化

④取組方針と具体的な取組の検討

地域ごとの課題を踏まえた取組方針と具体的な取組を検討

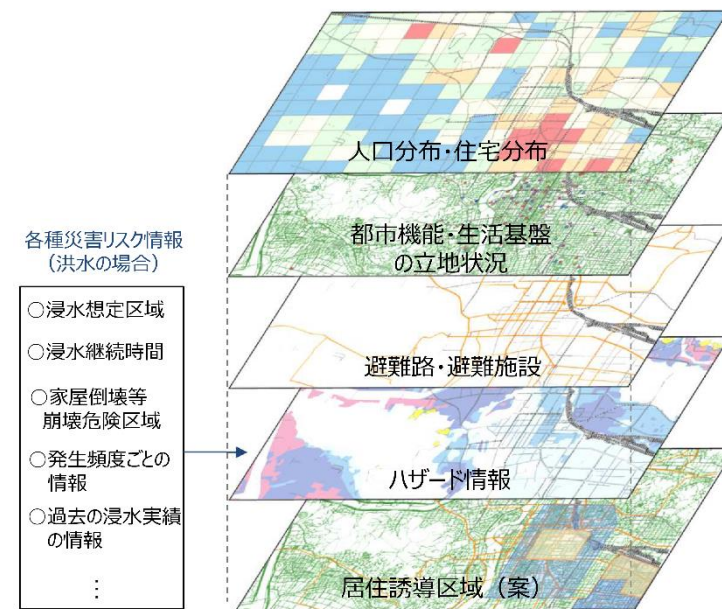
④防災まちづくりの将来像、取組方針と具体的な取組のまとめ

⑤取組スケジュールの検討

⑥目標値の検討

■マイクロ分析

（ハザード情報と都市情報の重ね合わせのイメージ）



出典：国土交通省「立地適正化計画作成の手引き」（令和5年11月）

2) 災害ハザード情報等の整理

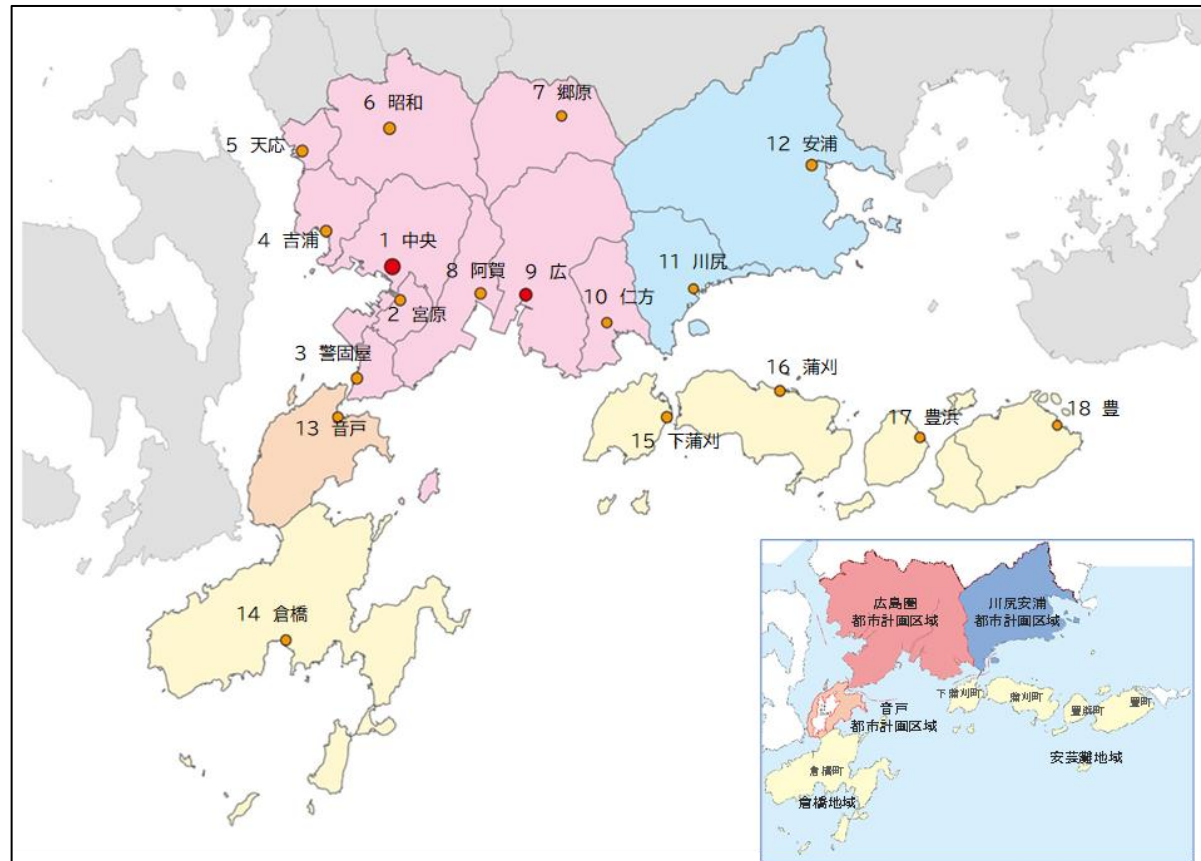
(1) 分析の単位

マクロ分析では、市全域を対象とし、地形や都市の成り立ちなどの地域特性や災害リスクの状況を俯瞰した災害特性を把握します。

ミクロ分析では、細分化した地域レベルにおいて、災害リスクの高い範囲を抽出し、災害リスクの見える化を行います。なお、地域区分については、まちの成り立ちや生活圏、地形条件を考慮し、「呉市都市計画マスタープラン」で定める都市拠点及び地域拠点の 18 地域を分析の単位とします。

■ミクロ分析の単位

(1)	中央地域
(2)	宮原地域
(3)	警固屋地域
(4)	吉浦地域
(5)	天応地域
(6)	昭和地域
(7)	郷原地域
(8)	阿賀地域
(9)	広地域
(10)	仁方地域
(11)	川尻地域
(12)	安浦地域
(13)	音戸地域
(14)	倉橋地域
(15)	下蒲刈地域
(16)	蒲刈地域
(17)	豊浜地域
(18)	豊地域



出典：呉市「呉市都市計画マスタープラン」（令和5年3月）

(2) 分析の項目

① マクロ分析

マクロ分析では、以下の項目について、市全域における課題の抽出を行います。

なお、災害特性の項目については、市域において指定又は公表されている災害すべてを選定しています。

項目		情報
地域特性		<ul style="list-style-type: none"> ・ 地形（標高図） ・ 人口分布
災害特性	洪水	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水浸水想定区域【計画規模(L1) ※¹， 想定最大規模(L2) ※²】 ・ 洪水継続時間【想定最大規模(L2)】 ・ 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流， 河岸侵食）【想定最大規模(L2)】
	高潮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高潮浸水想定区域【30年確率※³， 想定最大規模(L2) ※⁴】 ・ 高潮浸水継続時間【想定最大規模(L2)】 ・ 平成16年台風16号・18号の浸水実績
	土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂災害警戒区域 ・ 土砂災害特別警戒区域
	津波	<ul style="list-style-type: none"> ・ 津波災害警戒区域 【最大クラスの津波（L2津波）：南海トラフ巨大地震， 瀬戸内海域の活断層及びプレート内地震の5つ津波を想定】
	地震	<ul style="list-style-type: none"> ・ 震度分布【南海トラフ巨大地震， 安芸灘～伊予灘の地震， 直下地震の最大震度】 ・ 液状化危険度【安芸灘～伊予灘～豊後水道の地震（北から破壊）】
	ため池氾濫	<ul style="list-style-type: none"> ・ ため池浸水想定区域 【ため池が満水状態のときに， 降雨がない状態で堤防が瞬時に決壊した場合を想定】

※1 計画規模(L1) : 河川整備の計画を作成するときの基準となる規模のこと。

呉市では、二河川・野呂川の計画規模が1/50（50年に1回程度）、黒瀬川が1/100（100年に1回程度）の確率とされる大雨で設定

※2 想定最大規模(L2) : 想定し得る最大規模の降雨の規模のこと。

呉市では、二河川・黒瀬川・野呂川・その他広島県が管理している中小河川の想定最大規模が1/1000（1000年に1回程度）の確率とされる大雨で設定

※3 30年確率 : 30年間に1回起こり得る最大風速で発生した波浪規模が既往最高潮位（観測上最も高い潮位）と重なった場合を想定した高潮のこと。

※4 想定最大規模(L2) : 想定し得る最大規模の高潮の規模のこと。

国内観測史上、最も大きな台風が広島県沿岸に最悪な被害を与える経路で襲来した場合を想定

② ミクロ分析

ミクロ分析では、以下の項目について、ハザード情報と都市情報を重ね合わせ、分析の視点から各地域の課題を抽出します。

分析項目			分析の視点	
区分※1	ハザード情報	都市情報		
I	洪水	浸水深 (L1)	建物階数	垂直避難で対応できるか
			避難所・避難場所	徒歩圏外※2の地域はないか
			都市機能（医療・福祉機能※3）	早期避難すべき施設はないか
			インフラ（上・下水，排水機場等）	浸水による機能停止はないか
			緊急輸送道路	不通となる緊急輸送道路はないか
I	高潮	浸水深 (30年確率)	建物階数	垂直避難で対応できるか
			避難所・避難場所	徒歩圏外の地域はないか
			都市機能（医療・福祉機能）	早期避難すべき施設はないか
			インフラ（上・下水，排水機場等）	浸水による機能停止はないか
			緊急輸送道路	不通となる緊急輸送道路はないか
I ・ II	土砂災害	土砂災害に関する区域 (土砂災害警戒区域・ 土砂災害特別警戒区域)	避難所	徒歩圏外の地域はないか
			都市機能（医療・福祉機能）	早期避難すべき施設はないか
			インフラ（上・下水，排水機場等）	災害による機能停止はないか
			緊急輸送道路	不通となる緊急輸送道路はないか
II	津波	浸水深	建物構造（木造建物）	構造被害が発生，流出する木造建物はないか
			避難所・避難場所	徒歩圏外の地域はないか
			都市機能（医療・福祉機能）	早期避難すべき施設はないか
			インフラ（上・下水，排水機場等）	浸水による機能停止はないか
			緊急輸送道路	不通となる緊急輸送道路はないか
II	地震	震度分布	大規模盛土造成地	大規模盛土造成地はないか
			建物構造（旧耐震基準木造建物※4）	旧耐震基準木造建物はないか。 また，旧耐震基準木造建物の倒壊により，不通となる緊急輸送道路はないか
			緊急輸送道路	
I ・ II	ため池 氾濫	ため池 浸水想定 区域	建物分布	浸水するおそれのある建物はないか
			都市機能（医療・福祉機能）	早期避難すべき施設はないか
			インフラ（上・下水，排水機場等）	浸水による機能停止はないか
			緊急輸送道路	不通となる緊急輸送道路はないか

※1 区分I「台風や大雨を起因とした災害（洪水，高潮，土砂災害，ため池氾濫）」，区分II「地震を起因とした災害（土砂災害，津波，地震，ため池氾濫）」

※2 国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック」に示される日常生活における高齢者の一般的な徒歩圏である半径 500mとする

※3 現行計画に位置付けた誘導施設の機能分類（医療機能：高次医療施設・病院・診療所，福祉機能：地域包括支援センター・老人福祉施設・障害者福祉施設）

※4 旧耐震基準木造建物：昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認申請が行われた建物に適用されていた耐震基準（震度 5 程度までの地震で修復可能，倒壊なし）によって建築された木造建物。

5 計画の進捗状況を踏まえた見直しについて

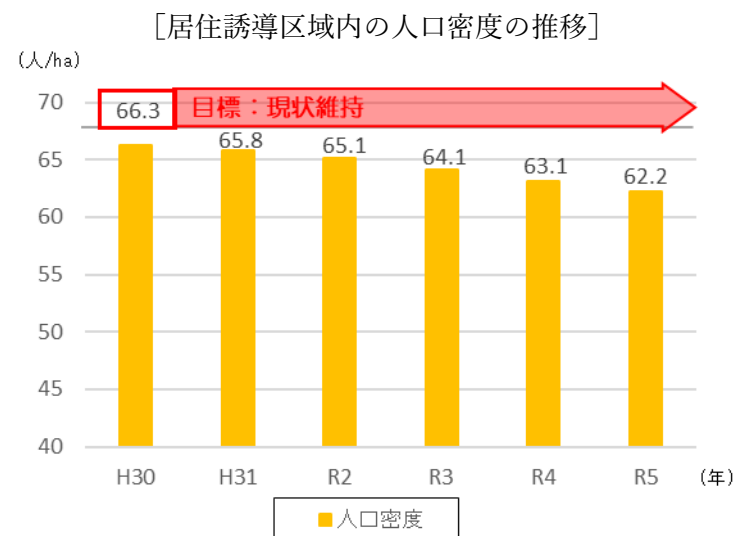
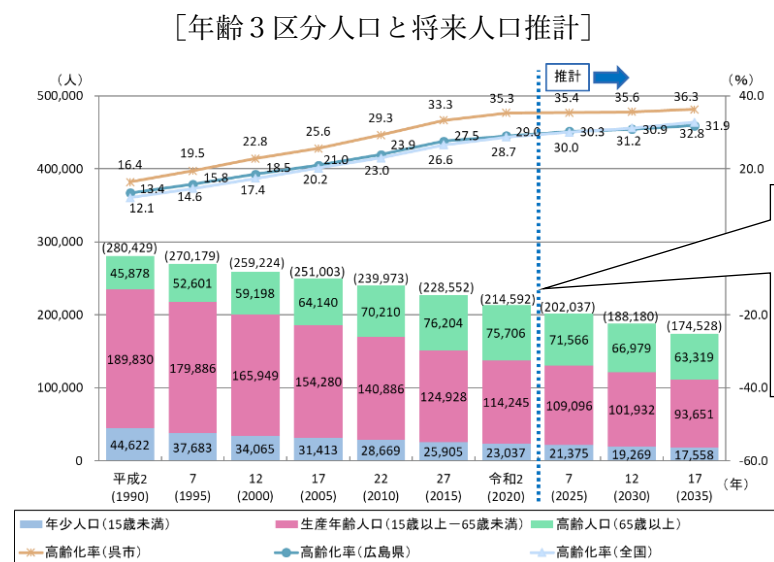
1) 基本的な考え方

計画策定から概ね5年が経過することから、策定からの社会情勢の変化や、計画に記載された施策・事業の実施状況について把握を行うとともに、計画の進捗状況や妥当性等の分析・評価を行います。また、その評価結果を基に、誘導施策の充実・強化等についての検討も行います。

2) 社会情勢の変化

(1) 人口動向及び人口密度について

呉市の人口は依然として減少しており、国立社会保障・人口問題研究所が公表している将来人口推計に近い数値で推移しています。また、居住誘導区域内の人口密度も低密度化が進行しています。



(2) 少子高齢化について

(1) 人口動向及び人口密度におけるグラフで示しているとおおり、本市においても少子高齢化が進んでいる状況です。国においては、少子高齢化の状況を踏まえ、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和5年4月に「こども基本法」を施行するとともに、同年6月にはこども・子育て政策の基本的な考え方や、基本理念を示した「こども未来戦略方針」を閣議決定している状況です。

国土交通省においては、「こどもまんなかまちづくり」を加速させるため、各種交付金・補助金を通じて、公園や地域交流センター、子育て世代活動支援センター等の整備に支援を行うこととしています。

また、呉市においても、「こどもまんなか社会」の実現を目指し、「呉市こども計画」の策定を進めているところです。

(3) 多様性のある産業構造への転換

令和5年1月には三菱重工業株式会社呉工場が一部撤退（ボイラー製造終了）し、同年9月には、日本製鉄株式会社瀬戸内製鉄所呉地区の全ての設備が停止されるなど、「ものづくりのまち」として発展してきた呉市において、産業構造の転換期を迎えています。

令和5年3月に改定した「呉市都市計画マスタープラン」においては、既存のものづくり産業を始めとした関連産業の維持やさらなる集積、また、成長分野の産業や観光産業といった地域経済の活性化に資する産業の立地に向け、土地利用の誘導や、都市基盤など多様性のある強靱な産業構造の構築に向けた都市づくりを推進していくこととしています。

また、令和3年9月には、観光という総合産業を新たな基幹産業へ成長させることによって、地域産業の活力と市民生活の質を維持・向上させていくことを目的に「呉市観光振興計画」を策定しています。

(4) ポストコロナによる生活様式の変化

新型コロナウイルス危機において、働き方・暮らし方に対する人々の意識や価値観に変化・多様化が生じており、これらに対応したポストコロナ時代のまちづくりが求められています。

具体的には、感染の拡大防止の観点から、テレワークの導入がかつてなく進展したことにより、人々が職場に近い都市圏に暮らす必要性が低下し、若者を中心に地方移住への関心が高まっています。また、企業側からもこうした変化に呼応して、本社の移転やサテライトオフィスの設置、テレワークと休暇との融合を図るワーケーションの導入などの新しい試みが既に実施されています。

3) 計画の進捗状況

計画策定から概ね5年が経過することから、計画に記載された施策・事業の実施状況について把握を行うとともに、計画の進捗状況や妥当性等の分析・評価を行います。また、その評価結果を基に、誘導施策の充実・強化等についての検討も行います。

(1) 目標の進捗状況

計画の必要性・妥当性を客観的かつ定量的に示すとともに、適切な評価に基づきより実効性のある計画とするため、目標を設定しています。現状値が目標値を下回っているものが多く、コンパクトシティの実現に向け、更なる取組が必要と考えられることから、誘導施策の充実・強化を検討します。

①誘導すべき施設の立地

評価指標	計画策定時の現状値（基準年）	目標値（目標年）	現状値（令和5年度末時点）
総合交通拠点施設	—（平成30年）	1施設（令和7年※1）	事業中
障害者福祉施設	8地域（平成30年）	11地域（令和2年※2）	10地域

※1 総合交通拠点施設の立地に係る目標年は、現在事業中である、都市構造再編集中支援事業（呉駅周辺地区）の事業期間に合わせて、令和8年に修正予定。

※2 改定計画における障害者福祉施設の立地に係る目標年は、関連計画である呉市障害者基本計画等の計画期間に合わせて、令和8年に修正予定。

②安全で生活利便性が高い市街地への居住誘導

評価指標	計画策定時の現状値（基準年）	目標値（目標年）	現状値（令和6年3月末時点）
居住誘導区域内の人口密度	66.3人/ha（平成30年）	現状維持（令和17年）	61.4人/ha

③移動手段である公共交通の確保

評価指標	計画策定時の現状値（基準年）	目標値（目標年）	現状値（令和5年3月末時点）
公共交通利用者数	鉄道 896万人/年（平成30年） 路線バス 783万人/年（平成30年） 生活交通 48万人/年（平成30年）	現状維持（令和6年※3）	鉄道 771万人/年 路線バス 496万人/年 生活交通 89万人/年

※3 公共交通利用者数に係る目標年は、関連計画であり、後継計画として策定する呉市地域公共交通計画（仮称）の計画期間に合わせて、令和11年に修正予定。

(2) 誘導施策の進捗状況

現行計画に位置付けている誘導施策の取組状況について、整理を行うとともに、計画策定後に実施している新たな取組や今後必要となる取組について検討します。詳細については、資料7-1で計画策定後に実施している誘導施策の例や、資料7-2でまちづくり方針毎の取組状況をまとめています。

6 上位計画等の改定に伴う見直しについて

1) 基本的な考え方

令和2年の本計画策定後に、上位計画である「呉市長期総合計画（令和3年3月策定）」や「広島圏域都市計画マスタープラン（令和3年3月改定）」、「呉市都市計画マスタープラン（令和5年3月改定）」等の計画が改定等されています。

また、「コンパクト+ネットワーク」の両輪を担うネットワーク計画についても、「呉市地域公共交通計画（仮称）」として、令和6年度末の策定に向け、作業を進めているとことです。

この度の改定では、これらの計画と内容の整合を図ることとします。

2) 主な見直しの内容

(1) 都市計画マスタープランの改定に伴う見直し

① まちづくりの理念

立地適正化計画は、呉市都市計画マスタープランで掲げるコンパクトシティの実現のための実施計画であるため、令和5年3月の都市計画マスタープランの改定に伴い、本計画のまちづくりの理念も修正します。

改定した呉市都市計画マスタープランでは、持続可能でコンパクトな都市の形成に向けて取り組むことを基本として、人や地域・情報などが様々な形で市内外に渡ってつながり、にぎわい、誰もが住み続けたいと思う都市・くれを目指すこととしています。

現在

「まちづくりの理念（呉市都市計画マスタープラン（H29）」
地域がつながり、にぎわい、住み続けられる都市・くれ
～コンパクトで持続可能なまちを目指して～



見直し後

「まちづくりの理念（呉市都市計画マスタープラン（R5）」
つながり、にぎわい、住み続けたい都市・くれ
～人が中心、安全で持続可能な都市を目指して～

② 誘導施策

誘導施策とは、本計画で定めるまちづくりの理念の実現に向け、居住や都市施設の立地の誘導をするために講じる施策です。

人口減少・少子高齢化が本格的に進展しており、また、目まぐるしく変化する社会情勢にも対応した持続可能なまちづくりを進めるため、呉市都市計画マスタープランにおいて、新たに追加された考え方を本計画にも誘導施策として追加する予定です。

●呉市都市計画マスタープラン（令和5年3月改定）で追加された考え方（案）

都市マスの追加要素	呉市立地適正化計画への反映要素	具体的な取組
新技術の活用による スマートシティの実現	・官民が連携した AI や IoT などの新技術の活用	・スマートチャレンジくれ ^{※1} の実施
多様性のある強靱な産業構造の 構築のための都市機能強化	・産業活動を支援する土地利用の誘導や都市基盤整備 ・市街地開発事業などによる都市機能の更新	・事業再構築補助金（産業構造転換枠）の活用促進 ^{※2} ・市街地開発事業、リノベーションまちづくりの実施
利便性と自然の豊かさを備えた 都市の実現	・働き方等の変化に対応した柔軟な土地利用の検討 ・自然環境の保全 ・滞在型観光の環境整備等による移住・定住促進や観光 振興	・サテライトオフィス ^{※3} やコワーキング ^{※4} 施設等の誘致 ・グリーンインフラ ^{※5} の推進 ・高速通信網の整備や空き家の活用などによる、テレワークや ワーケーション ^{※6} 、ブレジャー ^{※7} 等に対応した環境の整備の 促進
人命と財産を守る強靱な 都市づくり	・効率的かつ効果的な施設整備や維持管理の推進 ・災害のおそれのある区域における都市計画手法に よる土地利用の規制	・インフラ DX ^{※8} の活用 ・区域区分や開発許可の基準の見直し等による都市的土地利用 の抑制

※1 スマートチャレンジくれ：地域課題（ニーズ）の解決に向けて、事業者から先端技術（シーズ）の提案を受け、産学官で意見交換を行いながら社会実装につなげていく取組。

※2 事業再構築補助金（産業構造転換枠）：中小企業庁から指定を受けた地域の一定の要件を満たす企業が受けられる優遇措置。

呉市では日本製鉄（株）瀬戸内製鉄所呉地区（またはその子会社等）との直接取引額が売上高の10%以上を占める企業が対象。

※3 サテライトオフィス：企業または団体の本拠地から離れた所に設置されたオフィス。

※4 コワーキング：事務所スペース、会議室、打ち合わせスペースなどを共有しながら、独立した仕事を行う共働ワークスタイル。

※5 グリーンインフラ：社会資本整備や土地利用などのハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組。

※6 ワケーション：仕事（Work）と休暇（Vacation）を組み合わせた造語。テレワーク等を活用し普段の職場や居住地から離れ、リゾート地などの地域で普段の仕事を継続しながら、その地域ならではの活動も行うもの。

※7 ブレジャー：Business(ビジネス)と Leisure(レジャー)を組み合わせた造語。出張等の機会を活用し、出張先等で滞在を延長するなどして余暇を楽しむこと。

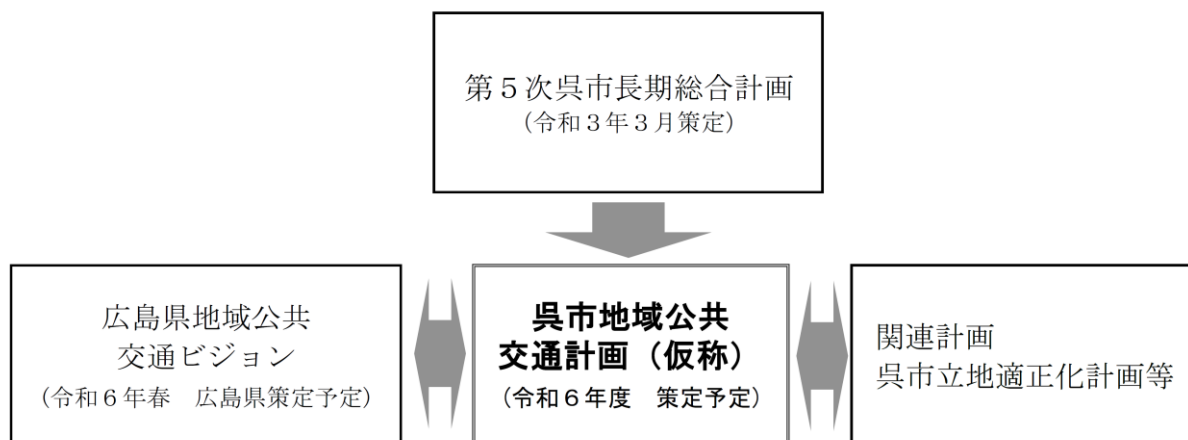
※8 インフラ DX：デジタル技術を活用して、社会資本や公共サービスなどを変革する取組

(2) 呉市地域公共交通計画（仮称）との整合

呉市地域公共交通計画（仮称）は、令和2年に策定した呉市地域公共交通網形成計画の計画期間満了に伴う後継計画として策定するもので、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにするマスタープランの役割を果たすものです。計画には、基本的な方針や、計画の区域と目標、目標を達成するための事業と実施主体、計画の達成状況の評価、計画期間を定めることとされています。

「コンパクト+ネットワーク」の都市構造の形成は、交通計画と立地適正化計画の両輪で達成されるものであることから、現行の交通網計画と立地適正化計画も同時策定となっており、この度についても、同時に策定及び改定の作業を進めています。

現行の呉市立地適正化計画では、「まちづくり方針5 まちづくりと連携した公共交通ネットワークの形成による、つながりの強いまちづくり」に、現行の呉市地域公共交通網形成計画の内容を記載しており、今改定においても内容について見直しを行います。



7 改定計画の構成について

これまでの内容を踏まえ、改定計画の構成及び見直し内容は下記のとおりとします。

構成	現行計画の記載内容	改定計画の見直し内容
第1章 立地適正化計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・目的と位置付け ・上位・関連計画 ・計画期間と対象区域 ・構成 	上位・関連計画の内容変更
第2章 呉市の現況と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・呉市の概況・特徴 ・呉市を取り巻く状況 ・呉市の現況と課題 	最新データに更新
第3章 立地の適正化に関する基本的な方針	<ul style="list-style-type: none"> ・目指すべき都市像 ・リーディングプロジェクト (呉駅周辺地域総合開発基本計画) ・都市機能誘導区域と居住誘導区域に関する基本方針 ・公共交通に関する基本方針 	上位・関連計画の内容を踏まえた表現の修正
第4章 誘導施設及び誘導区域等の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・誘導施設の設定 ・誘導区域等の設定 ・誘導施策の設定 ・コンパクトな都市構造を実現する取組のまとめ ・届出制度 	基本的には見直しなし
第5章 防災指針	(現行計画に記載なし)	新規に追加
第6章 計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・取組目標 ・計画の進行管理等 	関連事業及び関連計画の進捗等に伴い、一部目標を変更